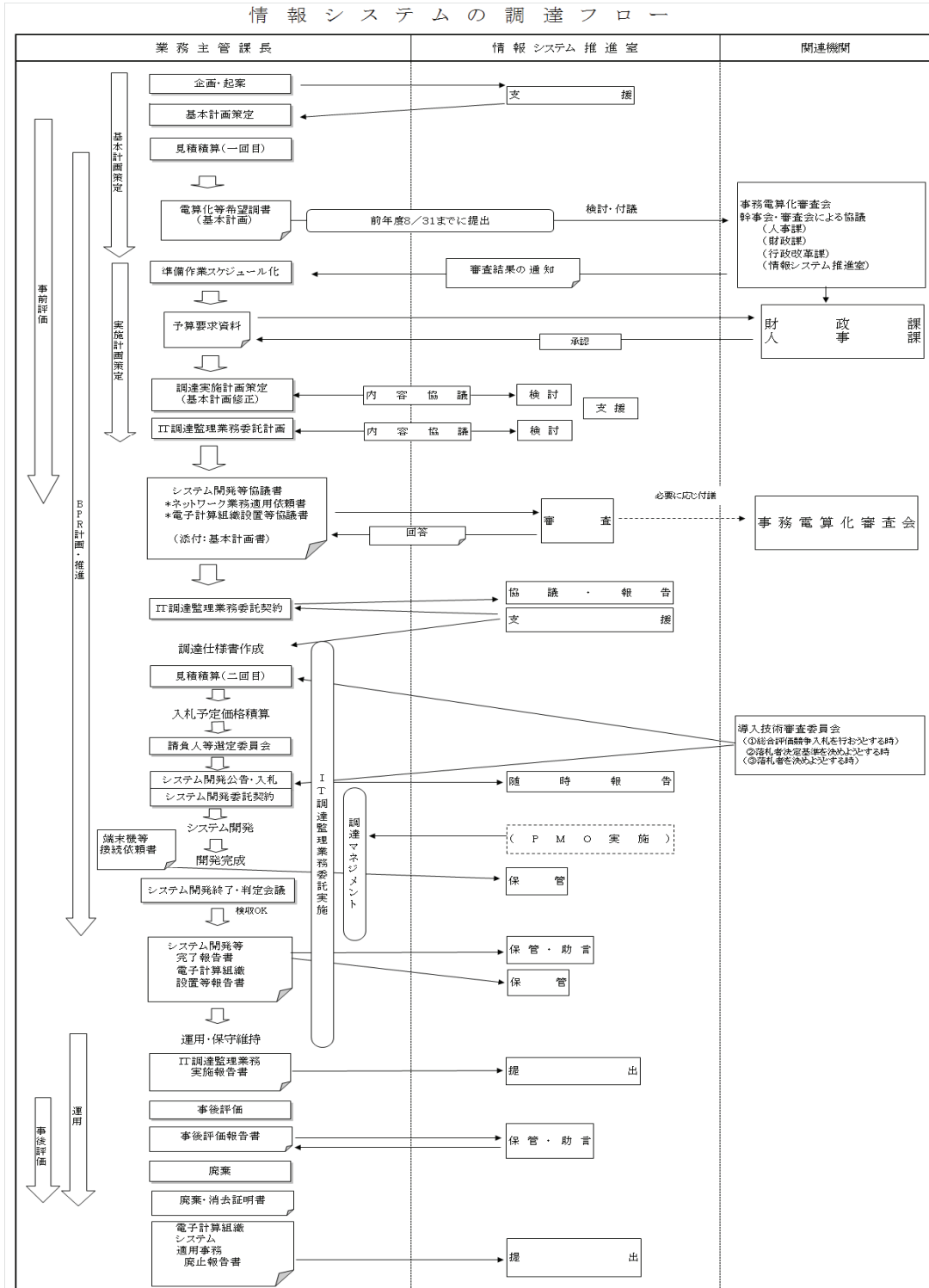


(3) 情報システム調達にかかる業務の流れ

① IT 調達にかかるフロー図

IT 調達にかかるフロー図は以下のとおりである。



(長野県作成資料より抜粋)

② 情報システムに関する推進担当部局

情報システムの推進担当部局として、企画部情報統計課情報システム推進室が設置されており、「情報システム調達指針－IT 調達ガイドライン－」の策定を始めとする情報システムの開発支援等を行っている。また、「長野県電子計算組織の利用に関する規程」において、電子計算組織（ソフトウェアにより制御される中央処理装置、補助記憶装置及び入出力装置から構成され、情報の記憶、演算、加工、伝達等を電子信号を用いて行う装置であって、多種の使用目的に応じ得るもの並びにこれを用いたデータ通信を目的とする情報通信網）の設置もしくは一部の変更又は移設を行なう場合やシステム開発等を行う場合には、原則として、電子計算組織の設置課や業務主管課は、情報システム推進室に協議することとされている。

部署	所掌事務
情報システム推進室	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁及び現地機関のイントラネットの管理 ● 情報セキュリティ対策の推進 ● 情報システムの開発支援 ● ホストコンピュータの運用管理

③ 情報システム推進室への協議実績

平成 22 年度においては 12 件、平成 23 年度においては 15 件のシステム更新事案等が情報システム推進室への協議対象とされている。これらの調達案件にかかる平成 24 年 12 月現在における契約額（システム開発・ハード機器の調達・リース契約等を含む。）は、平成 22 年度協議案件においては地方税電子申告審査システムの契約額が最も大きく（91,583,100 円）、合計で 229,304,115 円であった。平成 23 年度協議案件においては、財務会計システムの改正の契約額が最も大きく（247,285,500 円）、合計で 384,863,999 円であった。

協議実績一覧

ア. 平成 22 年度協議実績

No.	システム名	担当機関	契約額（円）
1	地方税電子申告審査システム	税務課	91,583,100
2	国際交流団体情報提供システム	国際課	815,850
3	薬事関係許認可・監視業務システム	薬事管理課	11,182,500
4	地方税電子申告審査システム（国税連携）	税務課	4,592,700
5	歴史情報提供システム	県立歴史館	7,868,700

6	精神保健福祉業務管理システム	健康長寿課	5,332,635
7	生活保護システム改修/生活保護医療扶助レセプト等のオンライン受領業務	地域福祉課	13,434,120
8	設計積算システム改正	建設政策課技術管理室	10,695,165
9	貸付金管理システム更新	経営支援課	9,670,500
10	全国瞬時警報システム（J-ALERT）改正	危機管理防災課	1,153,845
11	県営住宅管理システム改正	住宅課	72,975,000
12	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム更新	健康長寿課介護支援室	（注）
合 計			229,304,115

（注）保守契約の中で対応しているため、個別の契約額なし

イ. 平成 23 年度協議実績

No.	システム名	担当機関	契約額（円）
1	森林地理情報システム（森林 GIS）の更新	森林政策課	36,015,000
2	予算編成システムの改正	財政課	3,160,500
3	大気常時監視オンラインシステムの改正	水大気環境課	1,883,700
4	設計積算システム改正	建設政策課技術管理室	5,175,000
5	財務会計システム改正	会計課	247,285,500
6	児童相談システム改正	こども・家庭課	18,175,500
7	畜産農家情報のデータベース	園芸畜産課	1,515,000
8	水防情報システムの改修	河川課	25,200,000
9	大気常時監視オンラインシステムの更新	水大気環境課	17,457,300
10	生活保護システムの更新	地域福祉課	10,809,624
11	恩給年金システム更新	職員課	4,606,875
12	契約管理システム	財産活用課	4,830,000
13	大気常時監視オンラインシステムの改正	水大気環境課	7,329,000
14	新体力テスト集計システム	スポーツ課	1,421,000
15	大気常時監視オンラインシステムの改正	水大気環境課	（注）
合 計			384,863,999

（注）No.15 の契約額は、No.13 の契約額に含まれている。

2. 監査の結果と意見

【意見①】 IT 調達事例 DB(データベース)等による事例の集積について

「情報システム調達指針」においては、調達計画を策定時に調達コストを見積もるにあたり、「国、他の自治体等における、同様の情報システムの調達実績、システムの詳細、開発費用(各段階の経費、1 業務処理当たりの経費、1 画面及び 1 帳票当たりの開発単価等)を調査」することを求めている。その際に収集した国及び他の自治体等における事例や過去の長野県における IT 調達事例については、情報を整理し DB 化する等、将来の IT 調達に際してより活用しやすい形でのデータ集積及び整理を行うことが重要である。今後、業務主管課が IT 調達を行う際に活用しやすい形態での IT 調達事例 DB 等を、情報システム推進室が中心となり作成することが望ましい。

また、IT 調達においても複数の応札業者が存在することが、調達価格や品質面でのメリットにつながる可能性が高いことから、現在求めている調達実績や開発費用(各段階の経費、1 業務処理当たりの経費、1 画面及び 1 帳票当たりの開発単価等)等だけではなく、応札業者数の実績とともに競争性の阻害要因となり得る事項や競争性の向上策等についても、事例を収集することが望ましい。

【意見②】 他自治体等との IT 調達事例の共有化について

長野県の内部事例だけでは、IT 調達の頻度が少なく比較可能な対象が得られないことが想定できるため、「情報システム調達指針」において、他の自治体等における同様の情報システムの調達実績等を調査することを求めている。自治体の場合、同じ県レベルの自治体であれば類似の業務も多く、運用環境は個別に異なるものの、他自治体に比較可能な IT 調達の事例が存在する可能性が高いという特性がある。現在は、業務主管課においてその調査を担うこととされているが、より網羅的かつ効率的に情報を把握するためには、将来的に、複数の自治体と協定等を締結し、一定の IT 調達について継続的に情報を共有する枠組みを構築することを検討することが望ましい。

【意見③】 情報システム推進室の予定価格等の積算への関与について

現在、入札時に業務主管課が設定する予定価格については、大規模な調達案件に関しては業務主管課との間で密に情報を交換し指導を行っているとのことであるが、明確に関与する形態とはなっていない。今後、IT 調達の技術的な側面だけではなく、価格面での妥当性をより担保するためにも、入札予定価格の設定に際して、情報システム推進室の承認を得る等の方策を検討することが望ましい。

【意見④】 全県的なシステム関連コストの把握と中期的な計画の策定について

現状、長野県においては、県全体の情報システムの調達及び維持管理等に要する

支出の状況が把握されていない。長野県全体の IT 調達に適正化を考える上で、現時点において、どれだけの保守、修繕費用を含めたシステム関連コストを要しているか把握することは、その重要な一要素である。特に、業務のシステム化が進捗した現在においては、システム関連コストの額は多額にのぼり、長野県財政の中においても一定程度の割合を占めている。今後、長野県全体のシステム関連コストの現状を把握した上で、情報システム推進室等において、将来的なシステム関連コストをどの程度見込むのか検討し、システム関連コストの計画値も含めた全県的な IT 調達計画を策定することが望ましい。

なお、現状の財務会計システムにおいては、システム関連コストを自動的に抽出する機能が設定されていない。長野県に限らず地方自治体においては、事業目的別の予算科目(例:(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費)により区分されていることから、システム上、別途、抽出機能を付加しない限り、決算情報からシステム関連コストを抽出することには困難が伴う。現在、新財務会計システムの開発が予定されているが、その中において、システム関連コストの抽出を可能とする機能を付加することが望ましい。

第 5 章 緊急雇用基金とふるさと再生基金事業及び緊急雇用創出事業について

1. 概要

(1) 基金事業について

国は、地域雇用対策の一環として、離職した失業者等の雇用機会を創出するため、各都道府県に基金を造成し、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創り出す事業を行っている。

具体的には、地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創り出す「ふるさと雇用再生特別基金事業」、離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創る「緊急雇用創出事業」、介護、医療等今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行う「重点分野雇用創造事業」である。

「ふるさと雇用再生特別基金事業」は、地域の雇用失業情勢が厳しい中で、地域の実情や創意工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取組みを支援するため、都道府県に対して「ふるさと雇用再生特別交付金」を交付し、これに基づく基金を平成 23 年度末まで造成するものである。

「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領」によると、当該事業の趣旨は、「現下の雇用失業情勢にかんがみ、ふるさと雇用再生特別交付金(以下「交付金」という。)を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業(以下「基金事業」という。)を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることとする。」としている(「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領 第1 趣旨」より)。

一方、「緊急雇用創出事業」は、地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用・就職機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成するものである。

「緊急雇用創出事業実施要領」によると、当該事業の趣旨は、「現下の雇用失業情勢にかんがみ、緊急雇用創出事業臨時特例交付金(以下「交付金」という。)を都道府県に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する等の事業(以下「基金事業」という。)を実施し、これらの者の生活の安定を図ることとする。」としている(「緊急雇用創出事業実施要領 第1 趣旨」より)。

全国及び長野県の平成 23 年度のふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の実績は次のとおりとなっている。

平成 23 年度のふるさと雇用再生特別基金事業の実績

区分	事業数	雇用創出数	事業費
全国実績(累計)	7,332	32,679	99,874 百万円
全国実績(平均)	156	695	2,145 百万円
長野県実績	161	488	1,565 百万円

(出所)厚生労働省 HP より

(注)長野県事業費は市町村分を含む。

平成 23 年度の緊急雇用創出事業の実績

区分	事業数	雇用創出数	事業費
全国実績(累計)	18,844	171,225	138,451 百万円
全国実績(平均)	401	3,643	2,946 百万円
長野県実績	1,027	5,140	4,358 百万円

(出所)厚生労働省 HP より

(注)長野県事業費は市町村分を含む。

(2) 基金事業と今回の包括外部監査との関係

ふるさと雇用再生特別基金事業においては、地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業も対象の1つとなっている(「ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領 第 3 基金事業の内容 (1)」より)。

また、緊急雇用創出事業においても、失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成又は被災地域における安定的な雇用創出のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う事業が対象の1つとなっている(「緊急雇用創出事業実施要領 第 3 基金事業の内 (3)」より)。

本年度の包括外部監査のテーマは、「業務委託を中心とする公共調達について」であり、監査の対象となる委託事業の少なからずがふるさと雇用再生特別基金事業又は緊急雇用創出事業となっている。そこで、ふるさと雇用再生特別基金事業又は緊急雇用創出事業という視点で、長野県が実施している委託事業の内容を確認する。

2. 監査の結果と意見

【意見①】 ふるさと雇用再生特別基金事業における雇用の継続性の検証

県の平成 23 年度のふるさと雇用再生特別事業の決算額は次のとおりである。

事業数は 31 事業で、事業費は 913,387 千円であるが、そのうち新規雇用の失業者に係る人件費が 560,871 千円(人件費率 61.4%)である。雇用実績(新規雇用の失業者の人数)は 264 人で、1 人当たり人件費は 2,124 千円である。

ふるさと雇用再生特別事業の概要

(単位:千円、人)

所管部	事業数	事業費 (決算額)	うち新規雇用の失業者に係る人件費	人件費率 (%)	雇用実績(新規雇用の失業者の人数)
危機管理部	1	78,750	62,022	78.8	26
企画部	2	30,050	17,142	57.0	11
健康福祉部	2	36,289	25,384	69.9	9
環境部	3	54,253	29,795	54.9	17
商工労働部	16	240,868	159,703	66.3	64
農政部	4	46,517	23,273	50.0	9
林務部	2	222,117	136,972	61.7	75
警察本部	1	204,540	106,576	52.1	53
合計	31	913,387	560,871	61.4	264

(出所)長野県商工労働部労働雇用課の資料にもとづき監査人作成

県は、ふるさと雇用再生特別基金事業を県の事業として実施しているが、一方で当該事業はふるさと雇用再生特別基金事業(厚生労働省)でもある。ふるさと雇用再生特別基金事業の目的は「雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて、各都道府県及び市町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ること」(ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領 第 1)となっている。この目的のとおり、本来は事業終了後においても継続的な雇用機会が維持されることが目的である。この点、国(厚生労働省)はアンケート調査などによって事業効果の検証を行っている。一方、県においても、継続事業調査を実施しているが、この目的の趣旨より、ふるさと雇用再生特別基金事業で創出された雇用のどの位の割合が、事業終了後も雇用機会が継続されたかについて、ミクロ的、マクロ的な分析を行い今後の事業実施に役立てることも必要と考える。

【意見②】 緊急雇用創出事業における失業対策について

県の平成 23 年度の緊急雇用創出事業の決算額は次のとおりである。

事業数は 140 事業で、事業費は 1,108,433 千円であるが、そのうち新規雇用の失業者に係る人件費が 744,427 千円(人件費率 67.2%)である。雇用実績(新規雇用の失業者の人数)は 1,118 人で、1 人当たり人件費は 666 千円である。

緊急雇用創出事業の概要

(単位：千円、人)

所管部	事業数	事業費 (決算額)	うち新規雇用の 失業者に係る人 件費	人件費率 (%)	雇用実績(新規 雇用の失業者 の人数)
危機管理部	3	6,604	4,127	62.5	4
企画部	8	24,578	15,540	63.2	18
総務部	4	11,887	5,948	50.0	15
健康福祉部	24	82,824	72,795	87.9	67
環境部	10	28,553	24,222	84.8	18
商工労働部	20	72,341	52,016	71.9	50
観光部	7	89,860	54,459	60.6	52
農政部	16	219,368	130,297	59.4	144
林務部	12	95,033	70,132	73.8	85
建設部	10	245,121	138,879	56.7	385
教育委員会	20	184,841	139,886	75.7	241
警察本部	6	47,424	36,126	76.2	39
合計	140	1,108,433	744,427	67.2	1,118

(出所)長野県商工労働部労働雇用課の資料にもとづき監査人作成

緊急雇用創出事業は、世界同時不況によって増大した失業者のために短期雇用の確保が目的となっている。当初、失業者は 1 回本事業で就業するとその後に出る当事業の仕事には応募できないことになっていた(その後雇用期間は原則半年以内、複数回の就業が可能になり、合計 1 年以内まで緩和された。)

以上の設立趣旨により、委託者は事業終了後に継続雇用する義務はない。しかしながら、本事業の目的は、委託された民間企業で短期間雇用を行うことにより、後の長期的仕事への就職ひいては生活の安定につなげることを目的としている。

県では、本事業で県が直接雇用した者のその後の状況を調査しているが、市町村事業や委託事業についても、本事業で雇用された者のその後の状況を調査し確認することによって、本事業の成果を総括する必要がある。

【意見③】 人件費割合について

厚生労働省の緊急雇用創出事業実施要領によると、「年度ごとのそれぞれの事業計画全体（重点分野雇用創出事業計画書、地域人材育成事業計画書、震災等緊急雇用対応事業計画書については、合算することとする。）として、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とする。なお、当該要件は、都道府県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるものであり、個々の事業については、本事業の趣旨を踏まえ、効果的な運用に努める必要がある。」としている。

つまり、新規雇用の失業者に係る人件費の要件は県が作成する年度ごとのそれぞれの事業計画全体として判断されるとして、必ずしも個々の事業の要件とはなっていない。

県としては、委託契約書では、「人件費割合2分の1以上」は努力規定としており、結果として2分の1未満となっても不履行には当たらないとしている。

しかしながら、一部の部局では、基金の趣旨から、委託契約書の仕様書において「人件費割合2分の1以上」を実施条件として記載している事業もある。他の部局においても、委託に関する努力規定達成のためにどのような取組を行ったか確認を行う必要がある。県としては、人件費の要件が達成できなかった事業について原因を検証する必要があると考える。

VI 包括外部監査の結果と意見－各論－

第1章 健康福祉部 医療推進課

1. 医療推進課の業務委託の概要

(1) 医療推進課の概要

医療推進課には管理係、医療係及び看護係があり、所掌事務は下表のとおりである。

係	所掌事務
管理係	○ 課の予算・庶務に関すること、医師等の免許の事務
医療係	○ 保健医療計画の策定、医療施設の指導・監督、医療に関する相談及び救急医療、災害時における医療、へき地の医療等に関すること
看護係	○ 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士の養成・確保

(2) 委託業務の概要

平成21年度から23年度の委託業務の概要は下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	システム開発、保守、データ入力等(I T関連)	1	5,565,000
随意契約	施設管理(清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等)	2	3,759,880
	システム開発、保守、データ入力等(I T関連)	2	3,119,970
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	4	11,868,030
	調査、研究、検査、測定、分析等	0	0
	一般業務((関での固有、定型的、専門的な業務)	2	28,122,600
	合計	11	52,435,480

(注)10万円未満の業務委託は含まれていない。

(平成 22 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	システム開発、保守、データ入力等（IT 関連）	1	5,512,500
随意契約	施設管理（清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等）	1	263,000
	施設の指定管理、施設の管理運営	1	3,460,700
	システム開発、保守、データ入力等（IT 関連）	1	1,186,500
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	8	14,580,468
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	2	28,221,300
	合 計	14	53,224,468

(注) 工事関係の業務委託は含まれていない。

(平成 23 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	1	1,344,000
随意契約	施設管理（清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等）	1	3,723,809
	施設指定管理、施設の管理運営	0	0
	システム開発、保守、データ入力等（IT 関連）	3	1,449,500
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	8	17,577,720
	調査、研究、検査、測定、分析等	1	3,295,320
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	3	35,813,230
	その他	1	482,600
プロポーザル方式	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	1	94,443,000
	合 計	19	158,129,179

(注) 10 万円未満の業務委託は含まれていない。

(3) 監査対象とした委託業務

監査対象とした委託業務は、下記の表の中で網掛けしたものである。

(平成 23 年度)

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額 (円)
小児救急電話相談事業	小児救急電話相談の実施	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	7,121,008
女性医師復職支援研修業務	女性医師の臨床復帰に向けた実務研修の実施	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	210,000
ドクターヘリ運航業務	ドクターヘリの運航業務	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	プロポーザル方式	94,443,000
ドクターヘリ基地病院業務	ドクターヘリの基地病院業務	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	12,226,000
県民医療意識調査事業	医療に関する県民意識調査の実施	調査、研究、検査、測定、分析等	一般競争入札	1,344,000
医療提供体制分析業務	医療提供体制の分析が出来るシステムの構築	調査、研究、検査、測定、分析等	随意契約	3,295,320
長野県ナースセンター運営事業及び長野県看護職員研修センター管理業務	ナースバンク事業、看護の心普及事業、訪問看護支援事業、看護職員研修センター管理業務	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	20,572,230
看護学生等実習指導者養成講習会事業	看護学生等実習指導者養成講習会の実施	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	2,163,000
新人看護職員教育指導担当者研修事業	新人看護職員教育指導担当者の研修	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	2,331,000
新人看護職員集合研修事業	新人看護職員の数が少ない病院に勤務する新人看護職員の集合研修	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	1,995,000
再就職支援研修会	潜在看護職員の再就職支援研修	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	2,539,009
助産師支援研修会事業	助産師が医師と協同した周産期医療を提供するために必要な知識・技術の修得のための研修	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	429,000

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額 (円)
看護教員養成講習会事前準備業務	看護教員養成講習会の事前準備	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	789,703
臓器移植コーディネート業務	長野県臓器移植コーディネーターの設置運営	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	3,015,000
広域災害・救急医療情報システム運営業務	救急医療情報システムの運用、管理	システム開発、保守、データ入力等（IT関連）	随意契約	593,250
広域災害・救急医療情報システム運営業務	救急医療情報システムの運用、管理	システム開発、保守、データ入力等（IT関連）	随意契約	593,250
長野県災害医療研修業務	長野県災害医療研修の実施	システム開発、保守、データ入力等（IT関連）	随意契約	263,000
公衆衛生専門学校伊那校校舎管理業務	施設の管理保全及び管理経費の支払	施設管理（清掃、警備、設備・機器等の保守管理、電話交換、受付業務等）	随意契約	3,723,809
公衆衛生専門学校旧長野校廃棄物処理業務	高圧コンデンサの廃棄物処理	その他	随意契約	482,600

2. ドクターヘリ運航業務・ドクターヘリ基地病院業務

(1) 事業の概要

① 目的

ドクターヘリ運航業務委託は、信州大学医学部附属病院(以下「信州大学附属病院」という。)を基地病院として行うドクターヘリの運航業務の委託であり、消防機関等からの出動要請に基づき、基地病院の医師及び看護師が搭乗して救急現場に向かい、出動現場及び現場から医療機関への搬送中に救急救命医療処置を行うドクターヘリの運航を委託するものである。

また、ドクターヘリ基地病院業務委託は、ドクターヘリの運航に必要な医師及び看護師の確保、事業が安全かつ円滑で効果的に行われるよう運航調整委員会及び事後検証会議の開催及びこれら業務に付随する基地病院業務を委託するものである。

県では、長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院(以下「佐久総合病院」という。)を基地病院として平成17年7月よりドクターヘリを導入しているが、より極め細やかな救急医療体制の構築を図るとして、平成23年10月1日から信州大学附属病院を基地病院とする2機目のドクターヘリを運航している。当該委託業務はこの2機目の運航業務である。

なお、信州大学附属病院を基地病院とした本案件は、同病院及び運航会社(中日本航空株式会社)への委託事業方式となっているが、佐久総合病院を基地病院としたドクターヘリ運航事業は、補助事業方式により同病院に対して補助金を交付している。

② 事業内容

平成23年度のドクターヘリ運航業務委託及びドクターヘリ基地病院業務委託の事業内容は、次表のとおりである。

項目	内容
委託期間	平成23年10月1日から平成24年3月31日まで ※ 次年度以降の業務の継続については、協議の上で決定する。
運航時間	原則として8時30分から17時とする。 ※ 季節別運航時間等詳細については県、受託者及び基地病院で協議の上、適宜定める。
運航範囲	原則として長野県全域 ※ 他県の医療機関及び消防機関等からの要請に対しては県、受託者及び基地病院で協議のもと対応する。
委託業務の実施場所及び基地病院ヘリポート場所	○ 委託業務の実施場所、基地病院ヘリポート、燃料補給場所及びヘリ格納場所 名称 国立大学法人信州大学医学部附属病院 病棟屋上ヘリポート ○ 燃料補給基地

項目	内容
	名称 国立大学法人信州大学医学部附属病院 病棟屋上ヘリポート ○ ヘリ格納場所 名称 信州まつもと空港
業務の内容	○ ドクターヘリ運航業務委託 <ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通じ中断のないドクターヘリの運航業務 2 安全管理 3 場外離着陸場の調査申請等業務 4 ドクターヘリ出動記録簿の作成 5 ドクターヘリ搬送に係る消防機関及び医療機関等との訓練等業務 (ドクターヘリ運用のマニュアルの作成を含む。) 6 ドクターヘリ救急現場等運用要領等安全対策資料の作成 7 救急現場における医療スタッフの支援業務 8 その他ドクターヘリ運航に付随して甲が必要と認める業務 ○ ドクターヘリ基地病院業務委託 <ol style="list-style-type: none"> 1 ドクターヘリの運航に必要な医師及び看護師の確保 2 事業が安全かつ円滑で効果的に行われるよう運航調整委員会及び事後検証会議の開催 3 これら業務に付随する基地病院業務

③ 根拠法令等

ア. 救急医療対策事業実施要綱

イ. ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針

ウ. 運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン(社団法人全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会)

④ 開始時期

平成 23 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

○ ドクターヘリ運航業務委託

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
中日本航空(株)	平成23年9月29日～ 平成24年3月31日	平成23年10月1日	94,443,000	プロポーザル 方式

○ ドクターヘリ基地病院業務委託

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
国立大学法人 信州大学	平成23年9月15日～ 平成24年3月31日	平成23年9月15日	12,226,000 円	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ドクターヘリ運航業務委託	—	—	94,443,000
ドクターヘリ基地病院業務委託	—	—	12,226,000
合計	—	—	106,669,000

ウ. 活動実績

平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの活動実績は、次のとおりである。

フライト数	175 回	フライト可能日数	163 日
平均搬送時間	10 分		
	重症患者数	中等症患者数	軽症患者数
現場搬送	64 人	47 人	11 人
病院間搬送	34 人	10 人	0 人
合計	98 人	57 人	11 人
一日平均患者数	0.91 人	平均在院日数	8.59 日

平成 23 年 10 月に信州大学附属病院を基地病院とする長野県内2機目のドクターヘリが導入され、平成 23 年度下半期から2機体制となっているが、この下半期の活動実績は、佐久総合病院が 101 件、信州大学附属病院が 175 件で合計 276 件となっている。1機体制であった平成 23 年度上半期は 139 件であったため、下半期の活動実績は 137 件増加している。

出動要請に応じられなかったのは合計 67 件で、このうち天候不良等によるものが 50 件、運航可能時間外の要請が 9 件、出動要請が重なったことによるものが 8 件となっている。なお、出動要請が重なったことにより対応できなかった事案は上半期 18 件であった。

⑥ 事業者の選定方法

○ ドクターヘリ運航業務委託

ドクターヘリの運航業務委託については、「ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針」(厚生労働省医政局指導課長通知)において、運航会社の選定指針が示されている。

運航会社の選定はプロポーザル方式で行っている。「長野県ドクターヘリ運航業務委託に係るプロポーザル募集要領」によると、プロポーザル方式を採用した目的は次のとおりである。

「ドクターヘリの運航業務は、提供されるヘリコプターの性能や受託業者に蓄積された運用のノウハウ、運航従事者の資質等によりその成果が大きく左右される。

特に優先すべき運航上の安全確保は、機材の整備能力や操縦士等運航管理者の経験などに大きく依存していることから、プロポーザル方式によりこれらの必要事項について提案を受け、内容を評価したうえで最も優れた受託業者(候補者)を選定するものである。」

県は受託者の要件を次のように定めている。

- 1 厚生労働省が所管する平成13年4月1日から開始されたドクターヘリ導入促進事業において、平成23年6月1日の時点でいずれかの場所で運航を受託しており、かつ過去3年間、受託者の運航するドクターヘリ事業において国土交通省運輸安全委員会が調査対象とする事故又は重大インシデントを発生させていないこと。
- 2 本業務に係る運航・整備・運航管理要員は、日本航空医療学会が主催する「ドクターヘリ講習」課程を修了しているものとする。また、運航管理要員にあつてはドクターヘリ運航業務を実施する先進医療機関(基地病院)においてCS(コミュニケーション・スペシャリスト)研修を修了していることが望ましい。

審査は「長野県ドクターヘリ運航業務委託プロポーザル審査要領」に基づき実施されているが、「長野県ドクターヘリ運航業務委託に係るプロポーザル募集要領」によると、審査にあたっては、特に次のことについての提案を評価している。

- 1 長野県の実情にあつた運航計画になっているか
- 2 運航の安全性は確保されているか
- 3 安定的・継続的な運航体制となっているか
- 4 今後の情勢の変化や現場からのニーズに対応できる体制となっているか
- 5 運航業務全体として妥当なコストとなっているか

さらに、受託者に対しては、長野県は県土が広く山間部が多いという地理的な特性を踏まえ、佐久総合病院の「信州ドクターヘリ」、長野県消防防災ヘリコプター等との連携の必要性と重要性を認識し、県下全域を対象とした長距離の救急患者搬送等に迅速かつ安全に対応することを求めている。

このようにプロポーザル方式で受託者を選定することとしたが、応募者は中日本航空株式会社1者のみであり、審査の結果、同社を受託者に選定している。

○ ドクターヘリ基地病院業務委託

ドクターヘリ基地病院業務委託は、国立大学法人信州大学と随意契約を締結している。

本契約については、平成23年1月25日に長野県ドクターヘリ配備検討委員会(以下「検討委員会」という。)から県知事に提出された「長野県ドクターヘリ配備検討委員会報告書」において、県内2機目のドクターヘリの基地病院は、信州大学附属病院が最適であるとの報告がなされており、その報告に基づいて同大学を契約の相手方としている。

検討委員会が信州大学附属病院を最適だとした理由は次のとおりである。

- 1 県内唯一の高度救命救急センターとして、多くのスタッフを抱えていることから、現在の機能を低下させずにドクターヘリの運航が可能と考えられること。
- 2 医療資源の少ない木曾・大北地域について、初療開始時間の大幅な減が見込まれること。
- 3 高度救命救急センターとして、現在でも他病院から多くの転院搬送を受け入れているが、基地病院となることで病院の医師がドクターヘリで患者を迎えに行くこととなるため、送り出す側の医療機関に人的な負担がかからないこと。
- 4 県内唯一の医育機関として、救急専門医の育成・研修にドクターヘリを活用することで、県内への救急専門医の定着や県内救急専門医のレベルアップが見込まれること。

⑦ ドクターヘリの現状

1) ドクターヘリの導入状況

平成24年12月現在、ドクターヘリは34道府県40地域に導入されており、そのうち複数機導入しているのは、北海道、青森県、千葉県、静岡県及び長野県の5道県である。

ドクターヘリを最も早く導入したのは岡山県(2001年4月)で、長野県は、2005年7月に佐久総合病院に導入したのが全国で10番目、2011年10月に信州大学附属病院に導入したのが全国で28番目であった。

2) 出動件数

日本航空医療学会が公表している全国の平成23年度のドクターヘリ事業の出動件数等に関するデータによると、佐久総合病院の出動件数は240回信州大学附属病院の出動件数は175回である。

平成 23 年度のドクターヘリの要請件数、出動件数、未出動件数

地域	要請件数	出動件数	未出動件数	出動件数 割合 (%)	未出動件数 割合 (%)
長野県佐久	320	240	80	75.0	25.0
長野県松本	238	175	63	73.5	26.5

(日本航空医療学会「ドクターヘリ事業 平成23年度(2011年度)集計結果」より)

3) 未出動件数の状況

集計データには未出動件数の要因も示されている。未出動の要因は、時間外要請、天候不良、重複要請、出動前キャンセル、その他に区分され、全国的に多いのは天候不良と重複要請である。

天候不良による未出動は、長野県佐久が 41 回で要請件数に対する割合が 12.8% となり、全国で 6 番目に高い。長野県松本の天候不良による未出動は 24 回で、要請件数に対する割合は 10.1% となり全国で 10 番目に高い。ドクターヘリは天候の影響を受けやすく、天候は地形等による要因もあることから、天候の厳しい地域で未出動件数が増えてしまうのはやむを得ない面がある。

4) 治療者数の内訳

集計データには診療人数とその内訳も記載されている。次表は診療人数とその内訳及び診療人数に占める内訳項目の構成比を示したものである。

診療人数を比較すると長野県佐久は 229 人で全国 25 番目、長野県松本は 166 人で全国 27 番目となっている。構成比をみると、長野県佐久は、外傷 57.6%、心大血管疾患 8.7%、脳血管疾患 11.8% 及びその他 21.9% で、全国平均(外傷 45.2%、心大血管疾患 11.9%、脳血管疾患 15.4% 及びその他 27.5%) と比較すると、外傷の割合が多少低いが大きな開きは見られない。しかしながら、長野県松本は、外傷 22.3%、心大血管疾患 15.1%、脳血管疾患 9.0% 及びその他 53.6% で、全国平均と比較すると外傷の割合が低く、その他の割合が高くなっている。

平成 23 年度のドクターヘリの診療人数の内訳

地域	診療人数					診療人数に占める構成比 (%)			
	合計	外傷	心大血管疾患	脳血管疾患	その他	外傷	心大血管疾患	脳血管疾患	その他
長野県佐久	229	132	20	27	50	57.6	8.7	11.8	21.9
長野県松本	166	37	25	15	89	22.3	15.1	9.0	53.6

(日本航空医療学会「ドクターヘリ事業 平成 23 年度(2011 年度)集計結果」より)

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 費用対効果の分析について

ドクターヘリは、平成 24 年 12 月時点で 34 道府県 40 地域に導入されており、今後も全国的に導入が進む可能性がある。県においては、導入例が増えている状況を踏まえ、他地域の運航実績等と比較して、運航の現状と課題をより明確化していくことが望ましい。

さらに、今後は費用対効果の分析も進める必要がある。信州大学附属病院に配備されているドクターヘリに関する平成 23 年度の委託料は半年間で 106,669 千円とされており、平成 24 年度以降は年額約 2 億円の費用が発生する見込みである。

佐久総合病院のドクターヘリの運航コストは年額 209,823 千円で、信州大学附属病院の委託料も佐久総合病院のコストをベースとしている。全国的にもドクターヘリの運航コストは 1 機 2 億円といわれており、長野県の運航コストも標準的なものといえるかもしれない。しかしながら、現在の運航コストについて全く見直す余地がないのかどうかまでは不明確であり、より精査を進めて、コストの見直しを図り、費用対効果を高めていくことも必要である。

ドクターヘリ運航業務委託では、搬送患者の計画値と実績値の分析や、本来の目的である救急救命の指標の設定と評価など、県民サービスの向上につながる検討が必要である。

【意見②】 実績報告書の入手について

本業務に関する契約書の第 7 条では、受託者は県の定める業務報告書により業務終了の翌月 10 日までに、様式で定める関係書類を県に提出するとされている。

しかしながら、この業務報告書は、当月のフライト数やフライト可能日数など限られた情報を示したものととどまっており、外部者が委託業務の実施状況を正確に把握することが難しいものとなっている。また、契約書では業務報告書を毎月提出することを求めているが、年間を通した業務実績についての報告は特段求めている。

実際には、「②活動実績」に示しているように、県は受託者から別途データを入手しており、業務の実施状況は把握しているが、契約書において業務報告のあり方をより詳細に規定しておき、その規定に基づいて必要な報告を受ける仕組みとすることが望ましい。

3. 長野県ナースセンター運営事業及び長野県看護職員研修センター管理業務

(1) 事業の概要

① 目的

同事業の目的は、潜在看護職員の再就業促進、看護職員の離職防止及び学生等を含む一般県民への「看護の心」の普及を通して看護職員の確保の充実を図り、併せて訪問看護に従事する看護職員の研修を行うことである。

平成4年6月に施行された看護師等の人材確保の促進に関する法律で、都道府県はナースセンターを設置することとされた。

同法は、都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、同法に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンターとして指定することができるとしている。このように、各都道府県は都道府県ナースセンターを設置しており、各都道府県で活動している看護協会が都道府県知事の指定を受けて運営している。

平成10年4月、旧厚生省は各都道府県知事に対して、都道府県ナースセンター事業への積極的な取組を要請している。

② 事業内容

長野県ナースセンター運営事業の事業内容は、次表のとおりである。

項目	内容	
業務の内容	ナースバンク事業	○ 再就業相談事業
	看護の心普及事業	○ 一日看護師体験事業
		○ 看護の心PR事業
		○ 看護学生支援事業
訪問看護支援事業	○ 訪問看護研修会事業	

③ 根拠法令等

「看護師等人材確保の促進に関する法律」

「都道府県ナースセンター事業実施要綱」(H10.7.3 厚生省健康政策局長通知)

④ 開始時期

平成5年

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
社団法人 長野県看護協会	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	平成 5 年度	20,572,230	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	25,107,600	25,206,300	20,572,230

委託料内訳 (平成 23 年度)

項目	内容	金額 (円)	
長野県ナースセン ター運営事業	ナースバンク事業	○ 再就業相談事業 3,533,810	
	看護の心普及事業	○ 一日看護師体験事業 1,027,740	
		○ 看護の心PR事業 441,804	
		○ 看護学生支援事業 200,000	
	訪問看護支援事業	○ 訪問看護研修会事業 1,209,734	
	人件費		11,141,587
	小計		17,554,675
≡事業費①		17,554,000	
看護職員研修セン ター管理業務	看護研修施設管理業務費 1,774,000		
	会場損料 264,600		
	小計② 2,038,600		
合計(①+②)		19,592,600	
消費税		979,630	
契約額		20,572,230	

ウ. 活動実績

内容	実績
ナースバンク事業	○ 再就業相談事業 就業相談紹介 常時 調査 平成 23 年 11 月 出張相談 平成 23 年 6 月～平成 24 年 3 月 ナースセンターだより発行 年 3 回発行

内容		実績
看護の心普及事業	○ 一日看護師体験事業	平成 23 年 5 月・7 月・8 月
	○ 看護の心 P R 事業	進路相談会「看護への道」 進路指導担当者連絡会 平成 23 年 5 月・6 月
	○ 看護学生支援事業	平成 23 年 12 月
訪問看護支援事業	○ 訪問看護研修会事業	平成 23 年 6 月～平成 24 年 2 月
人件費		常勤職員 3 人
看護職員研修センター管理業務		長野県ナースセンターが設置されている建物は県有施設であったが、これを平成 23 年 8 月 1 日に県看護協会に有償譲渡している。そのため、看護研修施設管理業務費は、有償譲渡前の平成 23 年 4 月から 7 月分までが発生している。

区分	保健師	助産師	看護師	准看護師	合計
平成 23 年 4 月 1 日現在の求職者数(人)	54	4	147	21	226
新規求職者数 (人)	162	8	443	64	677
再就職者数 (人)	28	7	185	21	241
再就職以外による末梢求職者数 (人)	131	5	325	51	512
平成 24 年 3 月 31 日現在の求職者数(人)	60	4	138	23	225

(平成 23 年度長野県ナースセンター運営事業実績について(報告))

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 事業実績について

都道府県が実施するナースセンター運営事業の実績あるいは成果の 1 つとしては再就職者数が挙げられる。このことについては、受託者である県看護協会の実績報告では、平成 23 年度の再就職者数は 241 人と示されており、県が行っている事務事業評価(平成 24 年度事務事業評価シートでも再就業者数は 241 人と示されている。

中央ナースセンターが公表しているデータの数値が県看護協会の実績報告と一致していない理由は、中央ナースセンターのデータは、同センターが運営する無料職業紹介サイトe-ナースセンター(NCCS)での実績のみであり、個別相談や再就職支援研修等によって再就職した実績は含まれないためとのことであるが、いずれもホームページで閲覧可能となっている以上、データに違いが生じている原因は県としても明確にしておく必要があると考える。

【意見②】 他都道府県との比較について

上述した中央ナースセンターが公表しているデータ(以下「中央ナースセンターデータ」という。)によると、県の平成 23 年度の有効求職者数、有効求人数、紹介者数及び就職者数は次のとおりである。

長野県の実績 (年報)

区分	有効求職者数 ①	有効求人数 ②	紹介者数 ③	就職者数 ④
長野県	903	3,464	178	122

就職者数を比較すると、長野県の実績は 122 人で、全都道府県で 38 番目の数値となっている。

求人倍率、求職者倍率及び求職者就職率は次のとおりである。

長野県の状況①

順位	区分	求人倍率 ②/①	順位	区分	求職者紹介率 ③/①	順位	区分	求職者就職率 ④/①
1	長野県	383.6%	34	長野県	19.7%	33	長野県	13.5%
	全国	204.6%		全国	23.5%		全国	15.3%

求職者(仕事を探している人)1 人当たり何件の求人があるかを示す求人倍率が 100%を超えている場合は、仕事を探している人の数よりも求人のほうが多いということになるが、長野県は 383.6%で全国 1 位となっている。

ただし、求職者紹介率は 19.7%で 34 番目、求職者就職率は 13.5%で 33 番目、いずれも都道府県のなかでは低い方の数値となっている。ただし、県によると、個別相談や再就職支援研修等による実績を加えた真の再就職人数である 241 人で比較すると、就職者数は 19 番目、求職者就職率は 26.7%で 15 番目になるとのことである。

長野県の状況②

順位	区分	求人紹介率 ③/②	順位	区分	求人充足率 ④/②
43	長野県	5.1%	42	長野県	3.5%
	全国	11.5%		全国	7.5%

求人紹介率は 5.1%で、全国で 43 番目、求人充足率は 3.5%で 42 番目となっている。

平成 24 年度事務事業評価シート(23 年度実施事業分)では、例年並みの再就業者数は確保できたとしているが、中央ナースセンターデータによると、長野県は、求人

倍率は高いが求人充足率は低く、求人と求職のミスマッチが生じていることになる。

中央ナースセンターのデータに個別相談や再就職支援研修等によって再就職した実績を含めるなどしたうえ、他の都道府県との比較を実施して現状を把握する視点は重要と考える。中央ナースセンターが公表しているデータも活用し、看護協会だけではなく県としても、ナースセンターの活動状況の分析に取り組む必要がある。

4. 公衆衛生専門学校伊那校校舎管理業務

(1) 事業の概要

① 目的

長野県公衆衛生専門学校(以下「公衆衛生専門学校」という。)は、歯科衛生士を養成するために長野県が伊那市に設置した学校である。

公衆衛生専門学校は、伊那総合健康センターに設置され、センター西棟 1、2 階を財団法人長野県健康づくり事業団が伊那健康センターとして使用し、3 階及び東棟1、2 階を公衆衛生専門学校が校舎として使用している。

② 事業内容

建物の管理については、一括契約とするものが多く、財団法人長野県健康づくり事業団が一括契約している。この管理経費のうち、公衆衛生専門学校分の校舎の管理保全、光熱水費等管理経費の支払いについて管理を委託している。

(委託内容)

- 伊那校校舎(施設)の管理保全に関すること
- 光熱水費等管理経費の支払いに関すること

③ 根拠法令等

なし

④ 開始時期

昭和 44 年

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
財長野県健康づくり事業団	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	不明	3,723,809	随意契約

随契理由: 受託者が行う建物管理と一体不可分であり、他の者には委託できない。
電気・ガス・水道等の契約が各 1 契約となっており、個々の支払いができないため
管理業務を集中する必要があること

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	3,460,000	3,460,700	3,723,809

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 管理経費の積算方法について

公衆衛生専門学校の校舎については、平成 22 年 5 月までは、県(公衆衛生専門学校)、健康づくり事業団(県から借用)、伊那市(保健センター)の 3 者で管理経費を按分して建物管理を行っていたが、伊那市が保健センターを移設し、退去したため、平成 23 年度以降は県及び健康づくり事業団の 2 者で建物の管理経費を負担することとなった。

県の負担額については、建物全体の管理経費を積算し、これに公衆衛生専門学校の負担割合(0.334:面積比をベースに決定)を乗じて算出している。県負担額の当初積算額は 3,462,912 円であったが、原油価格高騰の影響で燃料代が上昇したこと、一般廃棄物処理が見込を上回ったこと及び老朽化しているボイラー修繕が必要となったため、契約額を 3,723,809 円に変更している。

平成 23 年度の委託料の内訳は次のとおりである。

県は、ファシリティ・マネジメントの取組として、全庁的に共通な委託業務の中から、県庁・合同庁舎の施設管理(清掃・警備・電話交換等)に関して、平成 24 年度予算において予定価格における積算の統一化を図っており、平成 25 年度予算ではサービス水準(仕様書)の標準化を計画している。

公衆衛生専門学校の校舎については、平成 23 年度以降は県及び健康づくり事業団の 2 者で建物の管理経費を負担することとなっているが、清掃や警備業務は、県のファシリティ・マネジメントの考え方を踏まえるべきなのかを検討する必要がある。

平成 23 年度の管理経費の当初積算にあたっては、光熱費を平成 21 年度実績の 94%と見込み、保守点検料は依頼先、回数等を見直し、これも平成 21 年度実績の 94%と見込み、清掃委託は清掃回数、清掃箇所等を見直し、平成 21 年度実績の 55%と見込んで縮減を図っている。

公衆衛生専門学校の校舎の管理経費については平成 23 年度に縮減を図っているが、今後は、県の進めている予定価格における積算の統一化やサービス水準(仕様書)の標準化における基準と比較して、管理経費の内容及び契約は妥当な水準なのか、もしくは、さらに見直す余地があるのかを検討していく必要がある。

委託料の内訳

(単位:円)

項目		当初積算	変更積算	増減
面積割	需用費			
	電気料	2,748,000	3,035,917	287,917
	水道料	790,000	844,488	54,488
	下水道使用料	692,000	813,511	121,511
	燃料費	1,618,000	1,832,185	214,185
	一般廃棄物処理	291,000	478,800	187,800
	小計	6,139,000	7,004,901	865,901
	委託費			
	清掃業務	2,176,000	2,297,127	121,127
	自動ドア保守	299,000	269,325	△ 29,675
	ボイラー設備保守	193,000	159,600	△ 33,400
	空調設備保守	746,000	502,950	△ 243,050
	污水放流ポンプ保守	111,000	64,050	△ 46,950
	電気設備保安点検	185,000	181,440	△ 3,560
	火災報知器等非常用設備保守	93,000	60,690	△ 32,310
	自家発電装置保守	92,000	68,250	△ 23,750
	警備	306,000	176,400	△ 129,600
	地下タンク保守	28,000	21,525	△ 6,475
	臨時修繕等	0	177,716	177,716
	小計	4,229,000	3,979,073	△ 249,927
面積割合計 ^①		10,368,000	10,983,974	615,974
県負担分(①×0.334)		3,462,912	3,668,647	205,735
全額負担	旧伊那市保健センター電気設備保守	0	53,162	53,162
	医療廃棄物段ボール容器	0	2,000	2,000
	小計	0	55,162	55,162
合計(契約額)		3,460,000	3,723,809	263,809

第2章 健康福祉部 健康長寿課

1. 健康長寿課の業務委託の概要

(1) 健康長寿課の概要

健康長寿課には長寿係、健康増進係、疾病対策係、感染症対策係及び精神保健係があり、所掌事務は下表のとおりである。

係	所掌事務
長寿係	○高齢者の生きがいがづくり、介護予防、庶務・人事・予算
健康増進係	○栄養・運動・休養・たばこ・飲酒等健康づくり対策、健康・栄養調査、特定給食施設指導、特別用途食品・保健機能食品、食育、食生活改善推進協議会、歯科保健、健康増進計画「健康グレードアップながの21」
疾病対策係	○メタボリックシンドローム・生活習慣病対策、がん対策、アスベスト健康相談、健康診査管理指導、難病、難病相談・支援センター、骨髄移植
感染症対策係	○感染症、結核、エイズ・性感染症、予防接種、ハンセン病、肝炎、新型インフルエンザ対策
精神保健係	○精神疾患、精神科病院、精神通院医療、精神障害者保健福祉手帳

(2) 委託業務の概要

平成21年度から23年度の委託業務の概要は、下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	1	445,034
随意契約	システム開発、保守、データ入力等(T関連)	1	666,540
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	400,000
	調査、研究、検査、測定、分析等	2	3,039,000
	一般業務(機関での固有、定型的、専門的な業務)	18	96,905,510
	その他	1	714,000
プロポーザル方式	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	2,901,000
	一般業務(機関での固有、定型的、専門的な業務)	4	28,492,000
	合計	29	133,563,084

(注)10万円未満の業務委託は含まれていない。

(平成 22 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	1	1,152,150
随意契約	イベント、研修会、講習会、相談業務等	6	14,428,324
	調査、研究、検査、測定、分析等	2	4,089,000
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	16	93,374,360
	その他	2	3,178,377
プロポーザル方式	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	5	35,165,000
	合 計	32	151,387,211

(注) 10 万円未満の業務委託は含まれていない。

(平成 23 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
一般競争入札	調査、研究、検査、測定、分析等	1	1,095,766
随意契約	システム開発、保守、データ入力等（IT 関連）	1	756,000
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	3	20,023,881
	調査、研究、検査、測定、分析等	2	2,439,000
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	18	97,496,148
	その他	2	3,422,830
プロポーザル方式	イベント、研修会、講習会、相談業務等	1	2,386,125
	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	5	35,380,000
	合 計	33	162,999,750

(注) 10 万円未満の業務委託は含まれていない。

(3) 監査対象とした委託業務

監査対象とした委託業務は、下記の表の中で網掛けしたものである。

(平成 23 年度)

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額 (円)
8020 運動推進特別事業	歯の健康と 8020 運動に対する普及啓発	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	4,796,000
8020 運動推進特別事業	食育を通じた口腔機能育成・向上支援事業	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	465,000
歯科医療安全管理体制推進特別事業	安全安心で質の高い歯科医療供給体制のため、研修会等を実施	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	1,926,000
在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療についての問い合わせや相談窓口を設置	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	7,918,000
地域がん登録事業	地域がん登録事業	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	7,663,000
難病相談・支援センター事業	難病相談・支援センター事業実施業務	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	8,029,000
難病相談・支援センター事業	難病相談・支援センター事業実施業務(ピアカウンセリング)	その他	随意契約	577,000
難病医療ネットワーク事業	難病医療ネットワーク事業	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	1,904,000
在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者の訪問看護 (上伊那保健福祉事務所管内)	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	283,450
在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者の訪問看護 (長野保健福祉事務所管内)	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	1,112,250
特定疾患診療報酬審査支払事務	診療報酬の審査支払事務 (長野県社会保険診療報酬支払基金分)	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	3,628,185
特定疾患診療報酬審査支払事務	診療報酬の審査支払事務 (長野県国民健康保険団体連合会分)	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	随意契約	12,918,002

委託業務名		委託内容	業務分類	契約方法	支出額（円）
公費負担医療費に係る連名簿データ提供事務		公費負担医療費に係る連名簿データ（CD-R）の提供事務	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	113,833
性器クラミジア感染症・ウイルス肝炎検査等事業		保健所における性器クラミジア感染症・ウイルス肝炎検査等	調査、研究、検査、測定、分析等	一般競争入札	1,095,766
HIV・エイズ診療実態調査事業		医療現場における HIV 感染者・エイズ患者の診療実態を把握する	調査、研究、検査、測定、分析等	随意契約	864,000
結核診療報酬診査支払事務委託		診療報酬の審査支払事務（長野県国民健康保険団体連合会分）	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	173,757
結核診療報酬診査支払事務委託		診療報酬の審査支払事務（長野県社会保険診療報酬支払基金分）	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	111,028
認知症サポート医養成研修事業		認知症サポート医養成研修の実施	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	400,000
認知症コールセンター事業		認知症に関する悩み、疑問に対する電話相談、研修会の開催	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	4,587,450
精神障害者地域移行コーディネーター設置事業	中信エリア（諏訪圏域）	退院可能な精神障害者の地域生活移行促進	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	プロポーザル方式	7,076,000
	東信エリア（佐久圏域及び上小圏域）	退院可能な精神障害者の地域生活移行促進	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	プロポーザル方式	7,076,000
	南信エリア（上伊那圏域及び飯伊圏域）	退院可能な精神障害者の地域生活移行促進	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	プロポーザル方式	7,076,000
	中信エリア（木曾圏域、松本圏域及び大北圏域）	退院可能な精神障害者の地域生活移行促進	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	プロポーザル方式	7,076,000
	北信エリア（長野圏域及び北信圏域）	退院可能な精神障害者の地域生活移行促進	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	プロポーザル方式	7,076,000
障害者支え合い活動支援事業		精神障害者が地域で生活するための普及啓発	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	935,000
精神科救急情報センター事業		24時間365日緊急に精神科医療を必要とする患者等の電話相談窓口業務	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	15,036,431

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額（円）
精神科救急医療整備事業	休日・夜間における緊急の入院・外来に対応する精神科救急医療業務	その他	随意契約	2,845,830
自殺企図者支援に関する実態調査業務	医療機関に搬送された自殺企図者の実態把握と課題の調査分析業務	調査、研究、検査、測定、分析等	随意契約	1,575,000
自殺対策緊急強化普及啓発事業に係る広告業務	自殺強化月間のテレビ・ラジオコマーシャルの制作等	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	2,386,125
精神保健診療報酬審査支払事務	診療報酬の審査支払事務（長野県社会保険診療報酬支払基金分）	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	17,276,037
精神保健診療報酬審査支払事務	診療報酬の審査支払事務（長野県国民健康保険団体連合会分）	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	28,131,791
精神保健診療報酬審査支払事務	診療報酬の審査支払事務（介護保険給付費）	一般業務（各機関での固有、定型的、専門的な業務）	随意契約	111,815
精神保健福祉業務管理システム初期導入委託業務	精保保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の管理システム導入業務	システム開発、保守、データ入力等（IT関連）	随意契約	756,000

2. 認知症コールセンター設置事業

(1) 事業の概要

① 目的

認知症の人やその家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術に加え、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症介護の専門家や介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、気軽に相談できる体制を構築するとともに、研修会等により認知症に関する情報を提供することにより、認知症の人達が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

事業の実施主体は長野県であるが、認知症の人やその家族への相談・援助について、専門的な知識・経験を有すると認められる団体等に事業の一部または全部を委託することができるものとされている。

② 事業内容

認知症コールセンター事業実施要領は、同事業を(1)電話相談、(2)研修会・相談会等の開催、(3)相談員の配置等の3事業に区分している。

それぞれの事業の主な内容は、次表のとおりである。

項目	内容
(1) 電話相談	
①相談を受ける対象者	認知症の人、その家族等
②相談に応じる手段	原則として、電話により応じるものとする
③相談受付日及び時間	ア) 期間 週6日以上 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。 イ) 時間 1日6時間以上
④相談への対応	ア) 相談者の話を真摯に聴き、認知症の知識や介護技術に加え、精神面も含め、相談内容に応じた助言等の支援を行うものとする。 イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等関係機関が行う支援へ適切につながるものとする。
(2) 研修会	
ア)	市町村からの要請等により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、地域住民等を対象とした研修会等を開催し、認知症に関する情報等を提供するものとする。
イ)	研修会等は、業務受託者として実施可能な計画を策定し、業務実施計画書に沿って、確実に実施することとする。

③ 根拠法令等

認知症コールセンター事業実施要領

④ 開始時期

平成 21 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
特定非営利活動 法人長野県宅老 所・グループホ ーム連絡会	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成21年8月10日	4,587,450	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	2,901,000	4,587,450	4,587,450

(注) 平成 21 年度はプロポーザル方式で委託先を決定している。

⑥事業の実施状況

(単位:円)

項目	実績額	摘要	予算	予算実績差異	
電話相談	相談員報酬	3,475,602	相談員謝金、他	2,827,200	648,402
	電話設置費	253,843	固定電話通話料他	720,000	△466,157
	賃借料	501,041	家賃他	600,000	△98,959
	消耗品費	129,466	印刷代他	—	129,466
	小計①	4,359,952		4,147,200	212,752
研修会 講演会	出張旅費	28,700	旅費	119,280	△90,580
	教材費	132,830	謝金	42,000	90,830
	小計②	161,530		161,280	250
相談員の 資質向上	講師謝金	50,000	謝金	50,800	△800
	教材費	123,400	旅費	9,940	113,460
	小計③	173,400		60,740	112,660
合計 (①+②+③)	4,694,882		4,369,220	325,662	
消費税	234,744		218,461	16,283	
合計	4,929,626		4,587,681	341,945	
うち県支出金	4,587,450		—		
収支	△342,176				

⑦ その他

本事業は、国が定める認知症対策等総合支援事業の一つである認知症対策普及・相談・支援事業として、国の補助(補助額 2,293,000 円:補助率 1/2)がある。

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 予算の精度向上について

予算と実績を比較すると費目ごとに差異が生じている。事業の性格上、毎年度支出の中身が大きく変動する要素は少ないと考えられる。3 年目に入っている事業でもあり、予算の精度を高めておく必要がある。

【意見②】 事業の継続可能性について

当事業について平成 23 年度は、事業者に 342,176 円の赤字が生じている。県としても事業者から提出される実績報告書等を詳細に分析して、赤字の原因と今後の改善策を検討する必要がある。特に、赤字の原因が事業者の責に帰すべきものなのか、あるいは、事業内容から、事業者が委託料の範囲内で支出を賄うことが難しい状況となっているのかについては十分に把握しておく必要がある。

赤字の原因が事業者の責に帰すべきものであれば、今後、改善が見込まれるのかどうか留意する必要がある、事業者が委託料の範囲内で支出を賄うことが難しい状況なのであれば、県として仕様の内容を見直すことも検討する必要がある。

【意見③】 費用対効果の分析について

今後の認知症対策を更に効果的に推進し、適切な医療や介護、地域ケア等の総合的な支援により、たとえ認知症になっても安心して生活できる社会を早期に構築することが必要との認識の下、研究開発、医療、介護、本人・家族に対する支援等の対策について、厚生労働省内で横断的な検討を進めるため、平成 20 年 5 月に認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクトが設置された。

同プロジェクトは、平成 20 年 7 月に「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」報告書(以下「認知症報告書」という。)を公表している。

認知症報告書では、認知症の人やその家族に対して支援するため、身近な地域の認知症介護の専門家、経験者等によるカウンセリングや、地域の専門機関の紹介等を行うコールセンターを都道府県・指定都市ごとに1か所設置するとしており、長野県は認知症報告書を踏まえ、認知症コールセンターを設置している。

現状では、都道府県の認知症コールセンターの設置形態は様々であり、例えば、長野県に隣接する 8 県を例にとると次のような状況となっている。

なお、それぞれの内容は当該県の公式ホームページから検索したものを記載している。

各自治体の認知症電話相談窓口の概要

自治体	期間	時間	実施主体	備考
長野県	月曜日～土曜日	10:00～17:00	長野県(特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会に委託)	
静岡県	月・木・土曜日	10:00～15:00	静岡県(公益社団法人認知症の人と家族の会 静岡県支部に委託)	
群馬県	月曜日～金曜日	9:00～17:00	群馬県	※1
新潟県	—	—	県内の地域包括支援センターを案内	
富山県	—	—	以下の機関を相談機関として案内 ・市町村 ・在宅介護支援センター ・保健所 ・心の健康センター ・老人性痴呆疾患センター ・富山県高齢者総合相談センター(シルバー110番) ・公益社団法人認知症の人と家族の会 富山県支部	
愛知県	月曜日～金曜日	10:00～16:00	公益社団法人認知症の人と家族の会 愛知県支部	※2
	月曜日～土曜日	10:00～15:00	社会福祉法人任至会 認知症介護研究・研修大府センター	※3
岐阜県	月曜日～土曜日	10:00～15:00	社会福祉法人任至会 認知症介護研究・研修大府センター	※3
埼玉県	月・火・金曜日	10:00～15:00	公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部	※4
	月曜日～土曜日	10:00～15:00	社会福祉法人任至会 認知症介護研究・研修大府センター	※3

- ※1 群馬県ホームページによると全国で唯一の県直営方式によるコールセンターとなっている。
- ※2 愛知県ホームページは認知症の電話相談窓口として公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部を案内している。
- ※3 各県のホームページは若年性認知症の電話相談窓口として社会福祉法人任至会 認知症介護研究・研修大府センターを案内している。
認知症報告書は、若年性認知症について、誰もが気軽に相談できて、医療や介護、生活支援、就労支援等の広範囲の各種施策に結びつけるためのコールセンターを全国に1か所設置するとしており、そのコールセンターが大府センターである。そのため、愛知県、岐阜県、埼玉県などが若年性認知症の電話相談窓口として大府センターを案内している。
- ※4 埼玉県ホームページは認知症の電話相談窓口として公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部を案内している。

認知症の電話相談窓口の状況を比較すると、長野県認知症コールセンターと若年性認知症の電話相談窓口である社会福祉法人任至会の認知症介護研究・研修大府センター(以下「大府センター」という。)が月曜日から土曜日まで対応している。時間をみると、群馬県認知症コールセンターが9時から17時までで最も長い時間対応しているが、長野県認知症コールセンターも10時から17時まで対応しており、上表の中では比較的長い時間対応しているといえる。

近隣自治体と比較すると長野県認知症コールセンターは対応時間が長く、手厚いサービスがなされているといえるが、サービスのあり方については常に留意する必要がある。

ある。

当事業は平成 21 年度からスタートしているが、相談件数は平成 21 年度が 374 件、平成 22 年度が 350 件、平成 23 年度が 250 件と年々減少している。

認知症発症者やその兆候が見られる者は高齢化の進展で年々増えていると推測されるが、そのような状況で平成 23 年度は相談件数が大きく減少していることについては、認知症コールセンターの周知の方法に問題があるのか、あるいは、地域包括支援センターなどでも対応可能なケースが増えているのかなど、状況を十分に分析しておく必要がある。

3. 精神障害者地域移行コーディネーター設置事業

(1) 事業の概要

① 目的

平成 16 年 9 月に厚生労働省の精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策が示されている。

同ビジョンにおいては、受入条件が整えば退院可能な精神障害者(以下「退院可能精神障害者」という。)については、精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等、精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を全体的に進めることによって、10 年後の解消を図ることとされている。

退院可能精神障害者については、退院可能精神障害者数の減少が都道府県の目標値として定められているなど、精神障害者の地域移行に向けての支援をより一層進める必要があるとして、厚生労働省は平成 20 年度に「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(現在は「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」)をスタートさせている。

長野県も「長野県精神障害者地域移行支援事業実施要綱」を定め、精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症をはじめとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進している。

精神障害者地域移行コーディネーター設置事業は、「長野県精神障害者地域移行支援事業実施要綱」に基づき、障害者総合支援センター(以下「センター」という。)等に精神障害者地域移行コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を配置し、医療機関と保健福祉関係者による相談支援体制の構築を図り、精神障害者の地域生活移行支援及び地域の受け入れ体制の整備を行うものである。

② 事業内容

ア. コーディネーターは、精神科病院に入院する者等に対して、精神科病院、保健所、福祉事務所、市町村、その他関係機関と連携を図り、次に掲げる相談支援を行う。

(ア) 精神科病院に入院する者の個々のニーズに応じた地域生活移行支援

(イ) 個別支援会議等の実施

(ウ) 精神科病院から退院して間もない者の住宅生活における支援

イ. 保健・福祉・医療の各関係機関が協働する支援体制を構築するため、次に掲げる事項等を行う。

(ア) 関係地域の精神科病院関係者等を集めた会議等への参加

(イ)地域の受け入れ体制整備のための支援

③ 根拠法令等

長野県精神障害者地域移行支援事業実施要綱

④ 開始時期

平成 19 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
社会福祉法人有倫会	平成23年4月1日 ～平成24年3月 31日	平成20年4月1日	7,076,000	プロポーザル方式
特定非営利活動法人上 小地域障害者自立生活 支援センター		平成21年4月1日	7,076,000	プロポーザル方式
社会福祉法人長野県社会福祉事業団		平成23年4月1日	7,076,000	プロポーザル方式
特定非営利活動法人ハ ートラインまつもと		平成19年4月1日	7,076,000	プロポーザル方式
社会福祉法人絆の会		平成19年4月1日	7,076,000	プロポーザル方式

(注) 委託契約は、県域を 5 区分して県域ごとに事業者を公募している。

社会福祉法人有倫会

中信エリア (諏訪圏域)

NPO 法人上小地域障害者自立生活支援センター

東信エリア (佐久圏域及び上小圏域)

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

南信エリア (上伊那圏域及び飯伊圏域)

NPO 法人ハートラインまつもと

中信エリア (木曾圏域、松本圏域及び大北圏域)

社会福祉法人絆の会

北信エリア (長野圏域及び北信圏域)

イ. 委託料の推移

(単位:円)

地域	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中信エリア (諏訪圏域)	7,110,000	7,033,000	7,076,000
東信エリア	7,123,000	7,033,000	7,076,000
南信エリア	7,123,000	7,033,000	7,076,000
中信エリア (木曾圏域、松本圏域及び大北圏域)	7,123,000	7,033,000	7,076,000
北信エリア	7,123,000	7,033,000	7,076,000

⑥ 事業の実施状況

平成 23 年度の支援対象者数は、次のとおりである。

地域	支援対象者数
中信エリア（諏訪圏域）	95 人
東信エリア	70 人
南信エリア	48 人
中信エリア（木曾圏域、松本圏域及び大北圏域）	78 人
北信エリア	42 人

（注）上表に示したとおり、支援対象者数は地域によって違いがみられるが、平成23年度の委託料は 7,076,000円 で5地域とも同額となっている。ただし、平成24年度の委託契約では、支援対象者数を踏まえて委託料を決定している。

（2）監査の結果と意見

【意見①】 収支報告の方法について

当該事業の契約書（精神障害者地域移行コーディネーター設置等事業委託契約書）は 5 地域とも同一のフォーマットに従って作成されているが、同契約書の第 7 条に、委託業務について事業計画書（様式第 1 号）・収支予算書並びに事業報告書（様式第 2 号）、収支決算書・精神障害者地域移行コーディネーター等活動報告書を別に定める日までに、県に提出し、それぞれ承認及び確認を受けなければならないものとする、との定めがある。

契約書に定めのある収支決算書を確認したところ、収支をゼロとしている法人や、実績をそのまま報告していると思われる法人があるが、実績を報告させる必要がある。

受託者	収入（円）	支出（円）	収支（円）
社会福祉法人有倫会	7,076,000	7,076,000	(※1) 0
NPO 法人上小地域障害者自立生活支援センター	7,076,000	7,154,893	△78,893
社会福祉法人長野県社会福祉事業団	7,076,000	7,076,000	(※2) 0
NPO 法人ハートラインまつもと	(※3) 7,418,814	7,418,814	(※4) 0
社会福祉法人絆の会	7,076,000	(※5) 7,141,159	△65,159

※1 収支均衡

※2 事務費支出の中に「その他」258,451円が計上されており、結果として収支均衡

※3 法人会計より繰入 342,814円があるが委託料収入は 7,076,000円 で他法人と同額

※4 予備費を 17,569円 計上して収支均衡

※5 平成 23 年度分消費税 336,953円 を別計上（23 年度納付予定分）している

4. 精神科救急情報センター事業

(1) 事業の概要

① 目的

精神障害者及びその家族等からの電話による緊急的な相談に 24 時間体制で応じることにより、精神障害者の地域生活の安定と症状の重篤化の軽減を図ることを目的とする。

精神科救急情報センターは、国と都道府県からの補助金を受けて実施されている精神科救急医療体制整備事業の一つで、入り口の電話相談を担当する窓口としての機能を有する事業である。精神科救急に関するあらゆる相談を受け付け、緊急性を判断して、精神科救急担当病院への受診を指示するほか、当座どうすべきかの助言を提供するのが、本来の役割となっている。

精神保健福祉士や心理技術者、看護師など精神科専門職員が常時対応できることなど、いくつかの条件を満たせば、精神科救急情報センターとして国に認可され、運営補助金が支給される。

精神科救急体制整備事業は、平成 7 年、一部の都道府県が運営していた精神科救急ベッド確保事業のうち、一定の条件を満たす事業に国庫補助を行うこととしたのが始まりで、後に、電話相談窓口である精神科救急情報センターを設置することや、患者の移送制度を活用すること、外来診療のみの初期救急施設を設置することなどが追加されている。

② 事業内容

- 事業概要 休日や夜間において精神科救急医療相談を行う「精神科救急情報センター」を整備し、併せて 24 時間精神医療相談窓口を実施する。また、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行う。
- 対象者 長野県在住で、緊急に精神科医療を必要とする精神疾患を有する方及びその家族等
- 設置場所 地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根
- 開設時間 24 時間 365 日
- 応対者 精神科医師及び看護師等

③ 根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 47 条

精神科救急医療体制整備事業の実施について(平成 22 年 3 月 30 日厚生労働省通知)

④ 開始時期

平成 20 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度委託料 (円)	契約方法
地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月	15,036,431	随意契約

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	—	6,611,874	15,036,431

ウ. 活動実績

精神科救急情報センターの相談事業における相談件数の推移は次のとおりである。

相談件数の推移

項目	平成 20 年度 (9 月～)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
精神疾患に関する相談	104	113	171	350
精神疾患以外の相談	0	29	30	42
情報提供希望	0	16	26	48
酩酊	4	6	3	12
その他	0	16	16	57
合計	108	180	246	509

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 費用対効果の分析について

長野県の資料によると、全国の精神科救急情報センターの設置状況(平成 22 年 3 月末時点)は次のとおりである。

精神科救急情報センターの設置状況

24 時間体制	19 府県	埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、広島、山口、長崎、長野
24 時間未満体制	16 都県	岩手、宮城、秋田、茨城、栃木、群馬、東京、山梨、岡山、香川、愛媛、福岡、佐賀、大分、鹿児島、沖縄
未設置	12 道県	北海道、青森、山形、福島、新潟、富山、福井、鳥取、徳島、高知、熊本、宮崎

長野県の精神科救急情報センターは 24 時間体制であるが、都道府県のなかには 24 時間体制をとっていないところや、精神科救急情報センターそのものを設置していないところもあるなど、その設置状況はまちまちとなっている。長野県は平成 23 年 2 月 1 日より精神科救急情報センターの電話相談時間を 24 時間、365 日に拡大しており、平成 23 年度の相談件数は前年度の 246 件から 263 件増加して 509 件に達している。相談件数が増加しているのは相談時間を拡大した効果が大きいと推測されるが、その効果が外部者に対して十分に発信されていない印象を受ける。

例えば、平成 24 年度事務事業評価シート(23 年度実施事業分)では、精神科救急情報センターは精神科救急医療整備事業の一つとしてその実績が示されているが、同シートでは事業成果・評価として 24 時間体制で精神医療相談を実施した、と記載されているのみで、24 時間体制となったことによる成果や評価については具体的に言及されていない。また、長野県や地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根のホームページなども、24 時間体制となったことによる成果や評価については特に言及されていない。

精神科救急情報センターについて 24 時間体制をとっている長野県は、手厚いサービスを提供しているといえるが、そのことによる成果と効果を積極的に発信していくことが望ましい。

第3章 健康福祉部 障害者支援課

1. 障害者支援課の業務委託の概要

(1) 障害者支援課の概要

障害者支援課には管理係、在宅支援係、施設支援係及び自立支援係があり、所掌事務は下表のとおりである。

係名	所掌事務
管理係	○県立障害者(児)施設の管理 ○障害者スポーツの振興
在宅支援係	○障害者(児)の地域生活支援 ○障害福祉サービス事業者(在宅系)の指定 ○特別児童扶養手当、特別障害者手当及び福祉手当 ○心身障害者扶養共済制度 ○更生医療、育成医療
施設支援係	○障害福祉サービス事業者(施設系)の指定 ○障害者(児)施設の整備・運営支援
自立支援係	○障害者の地域生活移行 ○障害者の就労支援 ○障害福祉サービス事業者(グループホーム・ケアホーム)の指定

(2) 委託業務の概要

平成21年度から23年度における委託業務の概要は下表のとおりである。

(平成21年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額(円)
随意契約	施設の指定管理、施設の管理運営	1	291,557,000
	システム開発、保守、データ入力等(IT関連)	3	1,076,250
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	14	25,927,349
	一般業務(各機関での固有、定型的、専門的な業務)	5	2,505,042
	その他	14	186,727,794
プロポーザル方式	施設の指定管理、施設の管理運営	2	296,315,000
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	6	51,730,512
合計		45	855,838,947

(注)10万円未満の業務委託は含まれていない。

(平成 22 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
随意契約	施設の指定管理、施設の管理運営	1	256,864,000
	システム開発、保守、データ入力等 (IT 関連)	2	892,500
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	18	37,527,610
	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	7	2,926,874
	その他	12	183,921,270
プロポーザル方式	施設の指定管理、施設の管理運営	2	296,989,000
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	6	51,139,212
	合 計	48	830,260,466

(平成 23 年度 業務委託概要)

契約方法	業務分類	契約件数	支出額 (円)
随意契約	施設の指定管理、施設の管理運営	1	264,822,000
	システム開発、保守、データ入力等 (IT 関連)	2	892,500
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	18	37,502,279
	一般業務 (各機関での固有、定型的、専門的な業務)	7	2,984,480
	その他	13	196,671,300
プロポーザル方式	施設の指定管理、施設の管理運営	3	490,759,151
	イベント、研修会、講習会、相談業務等	6	49,272,380
	合 計	50	1,042,904,090

(注)10 万円未満の業務委託は含まれていない。

(3) 監査対象とした委託業務

監査対象とした委託業務は、下記の表の中で網掛けしたものである。

(平成 23 年度)

委託業務名	委託内容	業務分類	契約方法	支出額 (円)
高次脳機能障害者支援普及事業	高次脳機能障害者に対する相談支援を行う。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約 (全3件)	2,058,781
障害者スポーツ指導員養成研修事業	障害者スポーツ指導員の養成研修を行う。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	249,000
長野県障害者スキー大会運営事業	障害者の社会参加を推進するため長野県障害者スキー大会を開催する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	774,000
障害者福祉サービス事業者管理システム運営・保守維持業務	障害福祉サービス事業者管理システムの運営・保守維持を行う。	システム開発、保守、データ入力等 (IT関連)	随意契約	472,500
障害者相談支援従事者研修事業	障害者相談支援従事者を養成するための研修を実施する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	2,641,070
障害者社会参加促進事業	障害のある人が地域で安心して生活を送れるよう社会参加推進センターを設置し、障害者団体との連携により社会参加の促進を図る。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	6,395,550
障害者社会参加促進事業 (聴覚障害者社会参加生活訓練事業)	聴覚障害者に対して、生活訓練を実施する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	331,760
障害者社会参加促進事業 (視覚障害者総合支援事業)	視覚障害者に対して社会生活上必要な情報の提供、訓練等を行い、社会活動への参加を支援する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	7,141,050
障害者社会参加促進事業 (音声機能障害者発生訓練・指導者養成事業)	喉頭摘出者に対し、発生訓練を行うとともに、当該発生訓練に携わる指導者を養成する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	560,000
障害者社会参加促進事業 (手話通訳者・要約筆記者養成事業)	手話通訳者・要約筆記者を養成する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	2,287,260

障害者社会参加促進事業（点訳・朗読奉仕員養成事業）	視覚障害者のための点訳・朗読奉仕員として活動できる者を養成する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	864,150
障害者社会参加促進事業（字幕入りビデオカセットライブラリー事業）	字幕入りビデオカセットテープ等を作成する。	その他	随意契約	2,409,750
障害者社会参加促進事業（補助犬給付事業）	補助犬の育成等を施設に委託し、補助犬を重度視覚障害者に給付する。	その他	随意契約（全3件）	5,670,000
障害者社会参加促進事業（盲ろう者通訳・介助員派遣事業）	重度盲ろう者の社会活動への参加と自立の促進を図るため、盲ろう者向けの通訳・介助員を派遣する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	1,109,000
障害者社会参加促進事業（盲ろう者通訳・介助員養成研修事業）	盲ろう者通訳・介助員を養成する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	392,700
障害者 IT サポートセンター運営事業	IT 活用支援事業 パソコンボランティアを養成、派遣する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	4,670,400
福祉就労強化事業	障害者福祉サービス事業利用者の工賃上げを支援する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	37,660,200
民間の専門技能活用支援事業	工賃アップアドバイスをを行う。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	1,876,000
障害者就業支援セミナー開催事業	障害者の就業に関わる事業所の職員の就業支援の意識高揚及び技術向上を図る。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	1,335,000
重症心身障害児（者）通園事業	在宅重症心身障害児（者）の訓練指導等の療育を行う。（A型）	その他	随意契約	37,469,350
重症心身障害児（者）通園事業	在宅重症心身障害児（者）の訓練指導等の療育を行う。（B型/B型特例）	その他	随意契約（全8件）	151,122,200
長野県聴覚障害者情報センター管理運営業務	長野県聴覚障害者情報センターの管理及び運営を指定管理者に委任する。	施設の指定管理、施設の管理運営	プロポーザル方式	27,557,000
障害児等療育支援事業（療育拠点施設事業）	専門的な療育機能を有する施設が、全県を対象により専門性の高い療育指導を行う。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	1,626,966

障害者地域移行促進強化事業（障害者自立支援対策臨時特例基金事業）	障害者の地域移行を促進するため、地域における主導的役割を担う者を養成する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	920,062
スポーツ特別振興事業（障害者自立支援対策臨時特例基金事業）	若年障害者に、スポーツの楽しさを体験する機会を提供し、選手の発掘・育成を行う。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	1,500,000
障害者アート特別啓発事業（障害者自立支援対策臨時特例基金事業）	障害者の社会参加を推進するため、美術館等において障害者芸術作品の展示会を行う。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	500,000
介護職員によるたんの吸引等の実施のための研修事業「不特定多数の者対象」	高齢者及び障害者に対して、たんの吸引及び経管栄養等の医療的ケアを行う介護職員を養成する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	プロポーザル方式	1,089,710
更生医療給付事業等支払審査事務	医療報酬の審査支払事務を行う。	その他	随意契約（全2件）	347,435
授産製品販売等緊急対策事業	販売促進員の配置による授産製品の販路開拓及び販売の実行を支援する。	イベント、研修会、講習会、相談業務等	随意契約	10,792,000
児童福祉施設入所医療費等審査支払い事務	診療報酬の審査支払い事務を行う。	その他	随意契約（全2件）	653,761
障害児施設給付費受給者管理・施設指定管理システム保守業務	障害児施設給付費等の支払い事務を長野県国民健康保険団体連合会へ委託したことに伴うシステムの保守業務を行う。	システム開発、保守、データ入力等（IT関連）	随意契約	420,000
障害児施設給付費等支払い事務	障害児施設給付費等の支払い事務を行う。	その他	随意契約	1,583,000
長野県障害者福祉センター管理運営業務	長野県障害者福祉センターの管理及び運営を指定管理者に委任する。	施設の指定管理、施設の管理運営	プロポーザル方式	268,925,500
長野県西駒郷管理運営業務	長野県西駒郷の管理及び運営を指定管理者に委任する。	施設の指定管理、施設の管理運営	随意契約	264,822,000
長野県信濃学園管理運営業務	長野県信濃学園の管理及び運営を指定管理者に委任する。	施設の指定管理、施設の管理運営	プロポーザル方式	194,276,651
育成医療給付事業等支払審査事務	診療報酬の審査支払い事務を行う。	その他	随意契約（全2件）	400,284

2. 障害者社会参加促進事業（視覚障害者総合支援事業）

（1）事業の概要

① 目的

障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会活動に参加できるようにするために必要な支援を行い、誰もが地域で明るく暮らせる社会づくりを促進すること。

② 事業内容

障害者社会参加促進事業（視覚障害者総合支援事業）は、視覚障害者等に対する点字又は音声による情報提供及びガイドヘルパーに関する情報提供並びに日常生活上必要な訓練・指導を行う事業である。昭和 57 年に制定した「障害者社会参加促進事業実施要綱」に具体的な事業内容を定めており、以下のとおりである。

なお、国庫補助事業であり、事業費の負担は国と県とで2分の1ずつとなっている。

ア. 点字・声の広報等発行推進に関すること

点訳・朗読奉仕員の協力等により、次のような内容の点字図書、朗読録音テープ等を作成し、社会生活上視覚障害者が必要とする情報を提供する。

- （ア）視覚障害者関係事業の紹介
- （イ）生活情報
- （ウ）点字・声の図書館関係の情報
- （エ）県の事業等に関する情報
- （オ）その他必要な情報

イ. 点字・音声による即時情報ネットワークに関すること

電話回線を利用したコンピュータネットワークにより、毎日流れる新聞等の新しい情報で次のような内容を点字又は音声により提供する。

- （ア）政治、経済、社会情勢に関する一般的な情報
- （イ）医療、福祉機器等に関する情報で特に身体障害者が必要とする情報
- （ウ）スポーツ、文化に関する情報
- （エ）その他必要な情報

ウ. 視覚障害者社会生活訓練に関すること

中途視覚障害者又は視覚障害者に対し、指導員の派遣や講習会等の方法により、次のような内容の日常生活上必要な訓練・指導を行う。

- （ア）歩行訓練
- （イ）身辺・家事管理
- （ウ）点字、ワープロ、パソコン等によるコミュニケーション
- （エ）福祉機器の活用方法

(オ)社会資源の活用方法

(カ)生活設計、育児等の家庭生活事項

(キ)その他社会生活上必要な事項

エ. 指定居宅介護事業者情報提供に関すること

重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者が、都道府県間を移動する場合に、目的地において必要となるサービスの提供が受けられるよう情報の提供を行う。

③ 根拠法令等

障害者自立支援法

障害者社会参加促進事業実施要綱

④ 開始時期

昭和 57 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料 (円)	契約方法
(社福)長野県視覚障害者福祉協会	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	昭和57年4月1日	7,141,050	随意契約

(注)随意契約理由:(社福)長野県視覚障害者福祉協会は、全県の視覚障害者の当事者団体で、当事者の立場から視覚障害者の求める情報提供や社会生活の訓練・指導ができる唯一の団体であり、また、中央点字情報センターから配信されるデータ受信設備が設置されている県内唯一の団体であるため。

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	7,141,050	7,141,050	7,141,050

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 契約時における要求業務量の明示等について

委託契約書第6条において、受託事業者は「障害者社会参加促進事業実施要綱」に基づき委託業務を実施することを求めているのみであり、別途、仕様書等は作成されていない。また、要綱には「②事業内容」に記載するような業務内容が記載されているものの、生活訓練の実施回数や点字・声の広報等の作成部数等といった業務量については、特段、定められていない。このため、受託事業者に対して、「障害者社会参加促進事業実施要綱」に基づいて、どの程度の業務量を求めるのか明確になっていない。

確かに、所管課における予定価格の積算にあたっては、報償費等の費目ごとに単価と予定数量とが設定されている。また、契約を締結するにあたり事業者より徴取した見積書においては、県の設定した予定価格に近い金額が提示されている。このため、受託事業者と県との間においては、暗黙のうちに想定される業務量が存在するかのようにも見える。しかし、委託事業である以上、事前に要求業務量を明示しなければ、県と受託事業者との間の責任関係が不明確になるとともに、受託事業者の実績を事後的に評価することも困難となる。今後、仕様書等において県が求める業務量を事前に設定し、受託事業者側に明示することが望ましい。また、事後的に受託事業者から徴取する事業実施報告書についても、事業実績を評価できるよう、要求業務量ごとの実績を報告する様式とする等、併せて見直すことが望ましい。

【意見②】 中期的な計画値や目標値等の設定について

当事業は、平成18年度に施行された障害者自立支援法において、都道府県地域生活支援事業における情報支援等事業及び生活訓練等事業に位置付けられており、県においては、「障害者社会参加促進事業実施要綱」において各事業を統合した上で事業を実施してきたところである。本来、毎年度の委託契約における要求業務量は、中期的な計画値や目標値等に基づいて設定されることが望ましいが、当事業に関する計画値や目標値等は設定されていない。現在の厳しい財政状況においては、事業の必要性があったとしても十分な予算措置がなされるとは限らないが、その必要性の程度を検討し、事業の達成度合いを評価するためにも、3～5年程度を期間とする計画値や目標値等を設定することが望ましい。

3. 障害者 IT サポートセンター運営事業

(1) 事業の概要

① 目的

インターネットの利用が一般的になり、パソコンや携帯電話等の情報通信技術を使った情報の収集ややり取りは、日常生活の幅広い分野で必要不可欠となっており、障害者がこうした技術・サービスを円滑に利用するためのサポート拠点を設置して、障害者が生活しやすい環境づくりを支援すること。

② 事業内容

松本市に設置されている障害者 IT サポートセンターを拠点として、IT 活用支援事業、パソコンボランティア養成・派遣事業、パソコン利用促進事業を行うものであり、詳細は以下のとおりである。

なお、国庫補助事業であり、事業費の負担は国と県とで2分の1ずつとなっている。

ア. IT 活用支援事業

障害者 IT サポートセンター運営事業実施要綱に定める以下の項目を実施する。

活動項目	活動の内容及び方法等
IT に関する利用相談	①パソコン、障害者用周辺機器、ソフト等利用やトラブルに係る相談。 ②IT 利用による在宅就労等に係る相談対応。 ③その他関係する相談。
IT に関する情報提供等	①障害者用周辺機器やソフト等の点字又は体験学習、ホームページ等による周辺機器の紹介。 ②IT 利用でのトラブル処理例や雇用事例等の情報提供等。
パソコンボランティア活動支援	①ボランティア派遣に係る業務、並びに活動上での相談対応や助言等。 ②IT に限らず活動上必要となる情報の提供、養成講座(スキルアップ研修含む)の企画及び実施に係る業務。 ③ボランティア登録や旅費支払に係る事務、その他必要となる調整業務。
IT に関する障害者の就労支援	①企業訪問等による在宅就労に係る周知・啓発。 ②ホームページ等による在宅就労の事例紹介。

イ. パソコンボランティア養成・派遣事業

(ア) パソコンボランティア養成

[講習内容]

パソコンボランティアを希望する者に対する基礎的講習

既存のパソコンボランティアに対するスキルアップのための専門講習

(イ) パソコンボランティア派遣

ウ. パソコン利用促進事業

県下 2ヶ所において IT 就労講座を開催する。

③ 根拠法令等

障害者自立支援法

障害者 IT サポートセンター運営事業実施要綱

④ 開始時期

平成 15 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料(円)	契約方法
(特非) SOHO 未来塾	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成16年1月30日	4,670,400	プロポーザ ル方式

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	4,670,400	4,670,400	4,670,400

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 収支計算書の確実な徴取について

委託契約書第 8 条において、受託事業者には収支計算書を含む事業完了報告書の提出を求めている。県は、受託事業者から事業完了報告書の提出を受けたときは、直ちに受託事業者の立会の上でその検査を行い、合格した時は引き渡しを受けるものとし、不合格となったときは、補正の上、提出を求め、再度検査を実施することとしている。

しかし、平成 23 年度分として提出された収支計算書は、収支予算書の標題を「収支決算書」と替えただけのものであり、予算額のみが記載され、決算額については記

載欄自体が設けられていないものであった。所管課によれば、収支内容の検査自体は受託事業者を確認した上で適切に行ったとのことであるが、当該事業にかかる収支実績額を示す収支計算書を徴取しない中で十分な検査が実施可能であったのかは疑問である。なお、今般の監査にあたり、監査人が追加的に提出を求めた収支決算書(収支計算書)の内容は以下のとおりである。パソコンボランティア養成・派遣事業において 308,400 円の予算未達であったのに対して、パソコン利用促進事業において 520,276 円の予算超過であり、全体では 145,247 円の予算超過であった。

契約上、収支計算書を含む事業完了報告書を徴取し、その検査を行うことを明定している以上、当該事業にかかる収支実績額を記載した収支計算書を確実に徴取し検査を実施する必要がある。

【収入】

(単位:円)

区分	予算額	決算額	説明
県委託料	4,670,400	4,670,400	
合計	4,670,400	4,670,400	

【支出】

① IT 活用支援事業

(単位:円)

区分	予算額	決算額	説明
報酬	2,400,000	2,590,000	IT サポートコーディネーター一人件費
報償費	0	0	
旅費	0	54,000	東京出張 3 回
需用費	53,000	8,600	消耗品(プリンタ用紙等)
役務費	264,000	0	通信運搬費、ホームページ掲載管理
使用料及び賃借料	63,000	53,854	モバイル通信機器リース料
合計	2,780,000	2,706,454	

② パソコンボランティア養成・派遣事業

(単位:円)

区分	予算額	決算額	説明
報償費	276,000	133,000	講師謝金
旅費	400,000	342,600	ボランティア派遣費他
需用費	18,000	0	資料印刷代
役務費	180,000	180,000	ホームページ維持管理費協賛金
使用料及び賃借料	90,000	0	会場使用料他
合計	964,000	655,600	

③ パソコン利用促進事業

(単位:円)

区分	予算額	決算額	説明
報償費	450,000	952,500	講師謝金
旅費	120,000	0	講師旅費、営業活動旅費
需用費	34,000	28,792	資料印刷代、サーバー借用料
役務費	0	0	
使用料及び賃借料	100,000	242,984	パソコン1台
合計	704,000	1,224,276	

④ 支出合計

(単位:円)

区分	予算額	決算額	説明
小計①+②+③	4,448,000	4,586,330	
消費税	222,400	229,317	
支出合計	4,670,400	4,815,647	差額は、法人が負担

【意見②】 収支計算書を徴取する意義の明確化について

本件契約のように、確定額にて委託契約を締結している場合には精算行為を伴わないことから、受託事業者から提出される収支計算書の内容は、委託料の額に直接影響を与えるものではない。このため、確定額での委託契約においては収支計算書を徴取しないものも多い。

国等、県以外が定める要綱等において徴取することが求められている場合を除き、一般論として、収支計算書を徴取する意義としては、相談件数や参加者数等の活動実績だけでなく、資金面での執行状況も併せて把握し、委託事業の実施状況をより正確に確かめるための一助とすることや、翌年度以降における委託契約の予定価格の積算にあたり、より実態を反映したものとするために活用すること等が挙げられる。

今後、本件契約において、収支計算書を徴取する意義や必要性の有無を明確にした上で、徴取するのであれば、その趣旨に沿った検査や活用を図ることが望ましい。

4. 福祉就労強化事業

(1) 事業の概要

① 目的

障害者が地域で自立した生活を送れるように、障害者福祉サービス事業所(就労継続支援 B 型事業所等)で働く福祉就労の障害者の工賃アップを図るため、工賃向上計画に基づく段階的なサポートや販売活動等の支援を行うこと。

② 事業内容

国が始めた「工賃倍増5か年計画」の施策を積極的に活用するため、平成 19 年 3 月に「長野県工賃倍増 5 か年計画(平成 19 年度～23 年度)」を策定し、これに基づき、以下の事業を実施している。

なお、国庫補助事業であり、事業費の負担は国と県とで2分の1ずつとなっている。

ア. 授産活動活性化支援の機能強化

北信、東信、南信、松本・大北、塩尻・諏訪・木曾にそれぞれ工賃アップ推進員 1 名(計 5 名)を配置し、製品開発や販路開拓、企業との連携、就労の場の開拓等の個別アドバイスをを行う。

イ. 共同受注等強化支援の機能強化

(ア) 共同受注等強化支援

- ・福祉就労コーディネーターの配置

- (イ) 民間専門技能活用支援(民間の専門技能を有する多様な人材を派遣)

- (ウ) 施設外授産活動等促進支援(作業所が施設外に出向いて授産活動をするための指導員又はその代替職員確保の支援)

- ・企業営業等支援(業務開拓までの営業活動支援)

- ・施設外授産活動等試行支援(業務開拓後の企業内授産活動等試行支援)

ウ. 工賃向上計画の実践と事業所間連携の促進

- (ア) 工賃アップ基礎セミナー

- (イ) 計画策定・ステップアップセミナー

- (ウ) フォローアップセミナー

③ 根拠法令等

障害者自立支援法

地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金(障害者就労訓練設備等整備事業等)交付要綱

工賃向上計画支援事業実施要綱

④ 開始時期

平成 19 年度

⑤ 事業の実績

ア. 契約概要

契約相手先	契約期間	委託開始時期	平成 23 年度 委託料(円)	契約方法
(特非)長野県セル プセンター協議会	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成20年4月4日	37,660,200	プロポーザル 方式

イ. 委託料の推移

(単位:円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
決算額	39,021,900	38,604,600	37,660,200

ウ. 業務の実績

事業区分	実績
工賃アップ推進員の配置による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・授産施設等 訪問施設数:227 施設、訪問回数 2,206 回 ・企業 訪問企業数:165 社、訪問回数 481 回 ・その他 会議等:369 回
福祉就労コーディネーターの配置による支援	配置数:2 人
民間の専門技能活用支援事業	派遣回数:82 回 派遣に伴う経費:5,858,200 円
施設外授産活動等促進支援事業	交付日数:1,265 日 交付決定額:6,819,000 円
セミナー	計 8 回実施 参加施設数延べ 274 か所、参加人数延べ 316 名

(2) 監査の結果と意見

【意見①】 より詳細な事業成果の評価について

「長野県工賃倍増 5 か年計画(平成 19 年度～23 年度)」においては、計画最終年度である平成 23 年度までに、県全体の事業所等の月額平均工賃を 22,000 円以上、月額平均工賃 3 万円以上を達成する事業所等の数を県全体で 30 か所以上の目標達成を目指すものとしていたが、結果的に、達成目標に対する達成率は、平均工賃で 59.4%、平均工賃 3 万円以上の事業所数で 13.3%に留まっている。しかし、計画開始直前の平成 18 年度と比べて、平均工賃は 23.9%増加し、平均工賃 3 万円以上の事業所数も増加しており、そもそも達成目標自体の実現可能性が低いものであったことが推測される。達成目標は、本事業の成果を測定する指標となるものであり、実現可能性の低い値が設定された場合、目標管理の指標として活用できなくなる。このため、「長野県工賃倍増 5 か年計画(平成 19 年度～23 年度)」を受けて平成 24 年 6 月に策定された「長野県工賃向上計画」においては、対象期間を平成 24 年度～平成 26 年度とした上で、達成目標を年度ごとに設定することとしている。

【長野県工賃倍増 5 か年計画 (平成 19 年度～23 年度) の達成率等】

区分	平成 18 年度	平成 23 年度	達成目標	達成率
事業所数	92 か所	162 か所	-	-
平均工賃(月額)	10,548 円	13,072 円	22,000 円	59.4%
平均工賃 3 万円以上の事業所数	1 か所	4 か所	30 か所	13.3%

(注)達成率は、平成 23 年度実績の達成目標に対する割合

【長野県工賃向上計画の目標平均工賃】

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標平均工賃(月額)	14,225 円	15,922 円	17,808 円

県としては、「長野県工賃倍増 5 か年計画(平成 19 年度～23 年度)」を総括した上で「長野県工賃向上計画」を策定しており、その結果は、新たな目標平均工賃の設定方法等に反映されているとのことであるが、これ以外に、平成 23 年度までの事業成果を総括した文書等は作成されていない。また、「平成 24 年度事務事業評価シート(23 年度実施事業分)」においては、平均工賃が達成目標に届かなかったことを受けて、事業改善(有効性・効率性)の余地があるものと評価しているが、より詳細な分析等は記載されていない。